

JA吉田総合病院
居宅介護支援事業所
重要事項説明書



JA吉田総合病院

J A 吉田総合病院居宅介護支援事業所（重要事項説明書）

1. 支援事業者（法人）の概要

名称・法人種別	広島県厚生農業協同組合連合会
代表者名	代表理事理事長 豊田 達之
所在地・連絡先	広島市中区大手町三丁目 13 番 18 号 TEL : 082-241-0695 FAX : 082-245-0487

2. 事業所の概要

（1）事業所名称及び事業所番号

事業所名	J A 吉田総合病院居宅介護支援事業所
所在地	〒731-0595 安芸高田市吉田町吉田 3666
電話番号	TEL : (0826) 42-5389
事業者指定番号	広島県 3473600058 号
施設長	平川 勝洋
管理者	矢田 ゆかり
事業実施地域	安芸高田市

（2）事業所の職員体制

従事者の職種	人数	区分	常勤換算後の人数(人)	職務の内容
管理者兼介護支援専門員	1人	常勤	2人	従業者・業務の管理・居宅介護支援
介護支援専門員	1人	常勤専従		居宅介護支援

（3）事業所窓口の営業日及び営業時間

営業時間	平日（月～金） 午前8：30から午後5：00 ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。 JA吉田総合病院（代）TEL0826-42-0636
年間の休日	土・日曜日・祝日・年末年始休（12月30日～1月3日）

3. 事業所の特色等

（1）事業の目的

当事業所は利用者の方が可能な限り居宅で自立した生活ができるよう介護保険法に従って、ご利用者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

（2）運営方針

①事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう援助を行います。

②事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。また、市町村、老人介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常及び社会生活を総合的に支援する指定特定相談支援事業者、医療機関等との連携に努めるものとします。

③指定居宅介護支援の開始に際しあらかじめ、利用申込者又はその家族に対し当事業所の運営規定、居宅介護サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等の説明を行い、同意を得て当事業所が発行する居宅介護支援契約書を取り交わし、指定居宅介護支援を開始します。

④居宅サービス計画の作成にあたって

- ・利用者は、ケアプランに位置づける居宅サービス事業者について、複数の事業者の紹介を求めることができます。
- ・利用者は、ケアプランに位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用割合と、上記サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に提示し、理解を得るよう努めます。（別紙参照）

4. 居宅介護支援の提供方法

利用者の相談を受ける場所	事業所の相談室等
使用する課題分析票の種類	当事業所独自の課題分析票を使用
サービス担当者会議の開催場所	原則ご自宅（場合により他の場所も設定）
介護支援専門員の居宅訪問頻度	1回／月

5. 居宅介護支援の内容

【居宅介護支援の内容】

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1)居宅サービス計画の作成 | (5)給付管理 |
| (2)居宅サービス事業者との連絡調整 | (6)要介護・要支援認定に関する協力援助 |
| (3)サービス実施状況の把握、評価 | (7)相談業務 |
| (4)利用者状況の把握 | (8)その他の便宜の提供 |

6. 利用料金

- ・居宅介護支援（計画作成、サービス調整、訪問等）を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準により、要介護度及び介護支援専門員一人当たりの担当件数により次表の通りとなります。
- ・利用料は介護保険で10割給付され、自己負担はありません。
- ・但し、保険料を滞納されると、本来給付される利用料を全額負担となります。

要介護度区分 担当する件数区分	要介護 1・2	要介護 3・4・5
介護支援専門員 1人当たりの利用者数が 45 件未満の場合	居宅介護支援費 I (i) 10,860円/月	居宅介護支援費 I (i) 14,110円/月
“ 45 件以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費 I (ii) 5,440円/月	居宅介護支援費 I (ii) 7,040円/月
“ 45 件以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 I (iii) 3,260円/月	居宅介護支援費 I (iii) 4,220円/月

加 算	算定要件	利用料金												
初回加算	・介護計画を初めて作成した場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合 ・介護度が 2 段階変更になった場合	3,000円/回												
通院時情報連携加算	利用者が医師、又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師、又は歯科医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえて居宅サービス計画に記録した場合	500円/回												
入院時医療連携 加算 (I)	入院した日のうちに入院医療機関の職員に対して情報提供した場合	2,500円/回												
入院時医療連携 加算 (II)	入院した日の翌日又は翌々日に入院医療機関の職員に対して情報提供した場合	2,000円/回												
退院・退所加算	退院等に当たって病院職員等から必要な情報を受けて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>カンファレンス参加 無</td> <td>カンファレンス参加 有</td> </tr> <tr> <td>連携 1回</td> <td>4,500円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>連携 2回</td> <td>6,000円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>連携 3回</td> <td>—</td> <td>9,000円</td> </tr> </table>		カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有	連携 1回	4,500円	6,000円	連携 2回	6,000円	7,500円	連携 3回	—	9,000円
	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有												
連携 1回	4,500円	6,000円												
連携 2回	6,000円	7,500円												
連携 3回	—	9,000円												
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービスの利用に関する調整を行った場合	2,000円/回												
ターミナルケアマネジメント加算 4,000円/回	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、人生の最終段階における医療ケアの決定プロセスに関するガイドライン等の内容に沿った取り組みを行い、在宅で死亡した利用者(在宅訪問後、24 時間以内に在宅で死亡した場合を含む)に対して支援した場合。居宅サービス等の利用に向け介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行ないます。													

居宅介護支援のその他の費用

- ①通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施の地域を越えた地点から、路程 1 km当たり 21 円を実費として徴収します。(自動車を使用した場合)
- ②介護支援専門員が、医師との面談や書面により情報提供を受けた場合、医療機関において、費用負担が生じる場合があります。

7. 主治の医師および医療機関等との連絡

- (1) 事業者が利用者の主治の医師及び医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせていただきます。そのことで利用者の疾患に関する対応を円滑に行うことを目的とします。そのため、入院時には入院先に対し、ご本人またはご家族から当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願い致します。介護支援専門員からは病歴や在宅でのご様子、緊急連絡先等を情報提供させて頂きます。
- (2) 医療系サービスを希望される場合、医師に意見を求めさせて頂きます。その際、意見を求めた医師に対してケアプランを交付します。
- (3) サービス事業者から伝達された服薬状況、口腔機能、その他利用者の心身又は生活に係る情報について、必要に応じ、医師等に必要な情報伝達を行います。

8. 秘密の保持と個人情報の保護

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後第三者に漏らすことはありません。

あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

9. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに措置を講ずるとともに、管理者に報告いたします。

10. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 指針の整備
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置
- (5) 虐待を防止する対策を検討する委員会の定期的な開催、結果の周知
- (6) これらを担当する担当者の選任

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村、地域包括支援センターに通報するものとします。

11. 身体的拘束等の適正化に関する事項

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 2. 職員研修及び勤務体制の確保

事業所は介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また勤務体制を整備する。

- (1) 国、広島県、安芸高田市等が開催する研修
- (2) 広島県及び安芸高田市介護支援専門員連絡協議会、居宅介護支援事業所連絡協議会等が開催する研修
- (3) その他の資質向上に関する研修等

1 3. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

当事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されること（ハラスメント）を防止するために次の措置を講じています。

- (1) ハラスメントを防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 相談窓口の設置とその周知

1 4. サービス利用にあたっての禁止事項

利用者、家族、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了することがあります。

- (1) 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) セクシャルハラスメント（必要もなく身体を触る、手を握る等）、パワーハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などをSNSなどに掲載すること

1 5. 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置

当事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等に取り組みます。

1 6. 業務継続経過(BCP)の策定

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練の定期的な開催等に取り組みます。

1 7. オンラインツール等を利用した会議の開催

利用者又はその家族から同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行う事ができることとします。その際は、個人情報が適切に取り扱われるよう留意します。

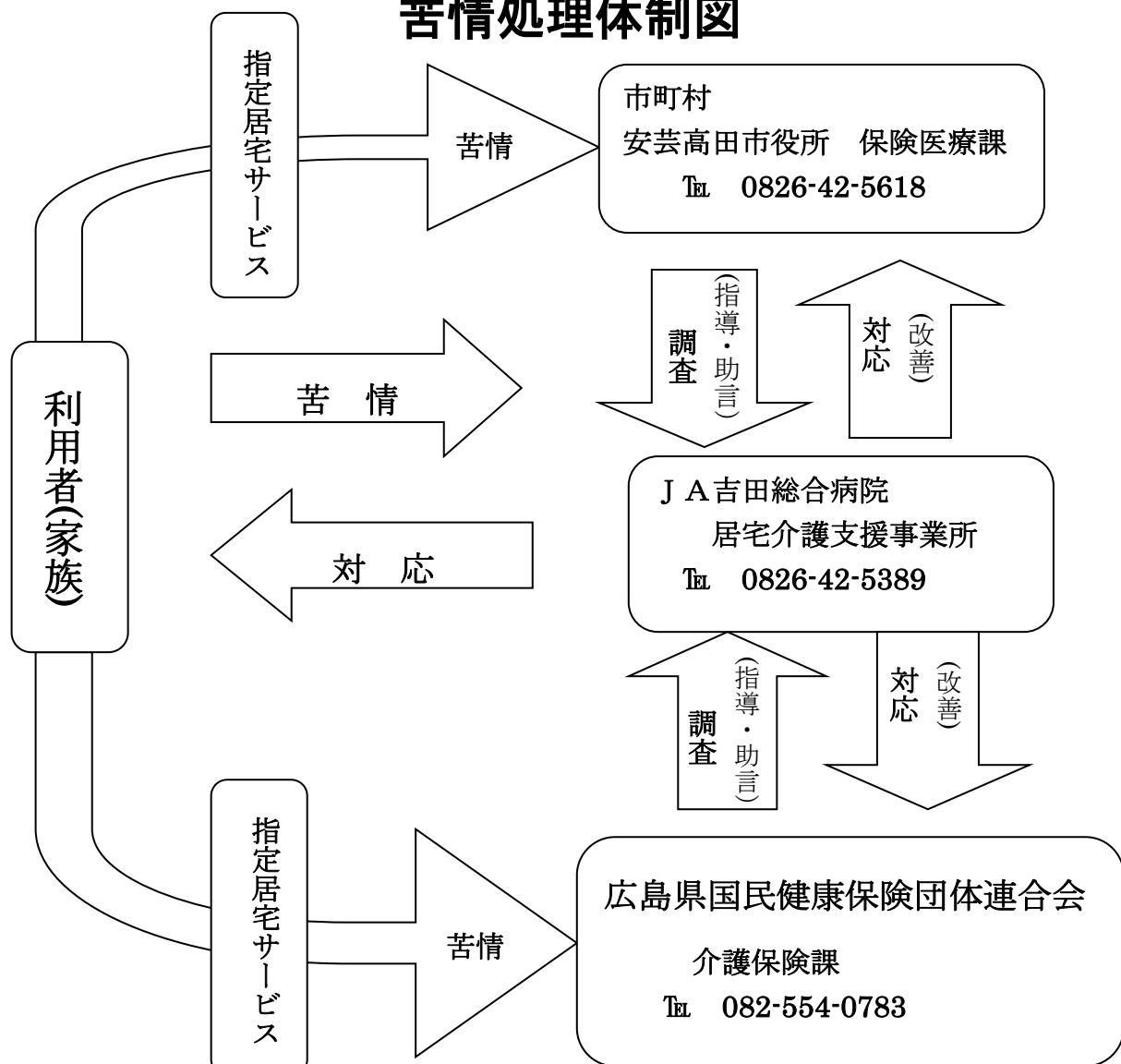
18. サービス提供に関する相談・苦情

当事業所に対する相談・苦情は、次の窓口で対応いたします。

対応窓口	電話番号
当事業所苦情相談窓口	相談窓口 JA吉田総合病院居宅介護支援事業所 電話 (0826) 42-0636(代) 窓口責任者 矢田 ゆかり ご利用時間 8:30~17:00
安芸高田市役所 保険医療課	電話 (0826) 42-5618
広島県国民健康保険団体連合会	介護保険課 電話 (082) 554-0783

J A 吉田総合病院居宅介護支援事業所

苦情処理体制図



苦情の処理は原則管理者で対応する。

* 苦情の内容によっては、下記により対応

- ①事業所内会議
- ②関係諸機関（市町村を含む）と連携、調整及び協力

対応に関しては、利用者宅を訪問するなど、

問題解決に向け努力する。

*関係諸機関と連携・調整を取ったものに関しては、
その関係諸機関に報告する。

以上

居宅介護支援提供開始にあたり、JA吉田総合病院居宅介護支援事業所重要事項説明書を
基に重要事項の説明、交付を行いました。

年 月 日

＜説明者＞ 安芸高田市吉田町吉田 3666
JA吉田総合病院居宅介護支援事業所

氏名 _____

上記の重要事項について説明と交付を受け、内容について同意しました。

同意年月日 年 月 日 利用者氏名

(代筆者氏名) / 続柄)

同意年月日 年 月 日 (家族又立会人)